

2024 年度事業内容と実績

県事業名	国の指針・要綱に基づく事業内容	実施事業内容	実績
① 周産期医療協議会	周産期医療協議会を年に複数回実施する。	年に3回程度協議会を実施する。	4回
② 周産期医療相談事業	周産期医療情報センターに専門相談員を配置し、地域周産期医療関連施設等からの相談に応じる。(実施月数に応じて補助基準額算定)	総合周産期母子医療センターに専門相談員を配置し、地域の周産期医療関連施設からの相談に対応する。	34件
③ 周産期医療関係者研修事業	総合周産期母子医療センター等において、地域周産期医療関連施設等の医師等に対し、必要な専門的・基礎的知識及び技術を習得させるため、到達目標を定め研修を行う。(実施回数の定めなし)	地域の周産期医療関連施設の医師等に対し、新生児蘇生法講習会・母体救命講習会を合わせて年に2～5回程度行う。 必要に応じて特別講演会・調査研究報告会の実施も可能。	新生児蘇生法講習会2件
④ 周産期医療調査・研究事業	周産期医療体制整備に関する情報等について調査し、この調査結果に基づき必要な事項等について研究する。また、これらの結果は、住民に公表するとともに、協議会に報告し、周産期医療体制整備の検討に活用する。(実施テーマ数の定めなし)	周産期医療に関する必要な事項について、年に3題程度テーマを決め、調査し研究を行う。	1件
⑤ 周産期医療専門医講習会	(国の指針・要綱に基づかない県単独事業)	総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの医師等を対象にした講習会を、産科・新生児科別に行う。 『精神疾患合併妊産婦に対する専門的な支援を行う体制整備』に関する会議及び講演会を行う。	周産期医療スキルアップ研修会1件 産科・精神科連携研修会1件 新生児医療スキルアップ研修会2件
⑥ 産科外医師向け相談事業	妊産婦の診療について必要な情報を提供するための産科等医師を配置し、地域の産科等以外の診療科の医師からの相談に応じる相談窓口を設置する。	総合周産期母子医療センターに相談員を配置し、地域の産科等以外の診療科の医師からの相談に対応する。	4件